



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出・2件（村づくり計画課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） 2
- 事業の認定（用地課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） 4

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 5

監査委員事項

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 6

告 示

沖縄県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり金武町屋嘉土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年 6月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
島袋米廣	金武町字屋嘉131番地
仲村義雄	金武町字屋嘉143番地
仲間勇栄	金武町字屋嘉181番地の6
神里義勝	金武町字屋嘉2216番地
仲間清	金武町字屋嘉151番地
吉野松一	金武町字屋嘉15番地
大山茂勝	金武町字屋嘉123番地
前田義雄	金武町字屋嘉182番地
前田哲男	金武町字屋嘉177番地
前田安彦	金武町字屋嘉129番地
石川久男	金武町字屋嘉59番地
吉野民雄	金武町字屋嘉55番地

沖縄県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市真栄平西土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年 6月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
大城正樹	糸満市字真栄平147番地
伊禮弘幸	糸満市字真栄平78番地の2
金城秀清	糸満市西崎一丁目25番9号
金城薫	糸満市字国吉834番地県営新垣団地1棟406号
大城重信	糸満市字新垣147番地
金城毅	糸満市字新垣342番地の2

沖縄県告示第350号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成24年 6月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成24年 6月13日 沖縄県指令農第583号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア 真泊地区 沖縄県島尻郡久米島町字宇根トウノロ原360番3及び同町字宇根シルカイラ原413番3の地先公有水面
 - イ 泊地区 沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂南兼久原510番6及び同町字宇根泊原1724番1に接する無地番地の地先公有水面
 - (2) 区域
 - ア 真泊地区 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D.L.+2.35メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点源2宇根（北緯26度20分51秒7751、東経126度49分06秒7873）から0度06分13秒346.65メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から270度04分12秒86.08メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から0度02分53秒19.11メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から90度00分19秒86.04メートルの地点
 - イ 泊地区 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D.L.+2.35メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点源2宇根（北緯26度20分51秒7751、東経126度49分06秒7873）から205度05分44秒1,026.57メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から203度39分27秒55.99メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から293度38分58秒9.81メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から18度08分47秒3.01メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から18度44分18秒10.04メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から18度47分13秒10.04メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から20度55分49秒10.02メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から21度43分03秒10.01メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から21度09分43秒8.47メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から292度22分11秒1.52メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から18度49分38秒4.57メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から113度55分02秒2.05メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から20度04分27秒10.52メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から113度39分34秒5.88メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から203度00分46秒10.48メートルの地点

(3) 面積

- ア 真泊地区 1,648.64平方メートル
- イ 泊地区 728.14平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成19年7月9日 沖縄県指令農第568号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 久米島町

沖縄県告示第351号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年6月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 浦添市
- 2 事業の種類 港川共同調理場移転改築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県浦添市当山一丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

港川共同調理場移転改築事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である浦添市が事業主体となって、起業地内に、現行の港川共同調理場（以下「本施設」という。）の移転改築整備を行う事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設である共同調理場を設置するものであり、本件事業の起業者である浦添市は、同法第5条の規定により学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならないとされていることから、本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

浦添市では、本施設と浦添共同調理場において、浦添市全小中学校16校の全児童生徒への学校給食を実施しており、うち本施設では6小学校の児童へ給食を提供している。しかし、本施設の一部が那覇広域都市計画道路（浦添北道路）区域内に位置しており、支障施設となることから、今後は本施設での学校給食の実施は望めない状況である。また、敷地内での移転は困難なため、早期に調理場の移

転改築整備を図ることが重要かつ緊急な課題となっている。

本件事業は、起業地に「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に適合する共同調理場の移転改築整備を行う事業である。本件事業の施行により、6小学校の児童へ安定した学校給食の実施が確保でき、浦添共同調理場と連携して、市内全小中学校の児童生徒へ栄養バランスのとれた給食を提供し、児童生徒の健康増進、体位の向上及び心身の発達に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。また、万一発見された場合は、関係部署と協議し、適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、給食配送に係る交通の利便性、事業費の効率性及び防災管理の面等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本施設の一部は那覇広域都市計画道路（浦添北道路）区域内に位置し支障施設となっているため、今後は学校給食の実施が望めなくなることから本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているもので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 浦添市教育委員会総務課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年7月27日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 申請のあった年月日 平成24年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県自立生活センター・イルカ

3 代表者の氏名 長位鈴子

4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市伊佐四丁目4番1号

5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄において障害をもつ人々が地域社会で自立生活をおくるために必要なサービスを提供し、かつ生活上の様々な困難を克服していくための援助を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年8月7日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わくわくの会
- 3 代表者の氏名 喜納信弘
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町字小橋川91番地の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある方及びその家族が将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した普通の生活が送れるよう福祉に関する事業を行う。また、地域の人々が障がい者に対する理解を深めることができるよう、障がい者と交流が図れる活動を展開し、気軽に社会福祉に参加できる環境をつくと共に、障がい者にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第74号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年6月22日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	恩納海浜公園ナビビーチ	有限会社ナビ (代表取締役) 銘苅宗政	平成24年5月18日から 平成25年5月17日まで
プレジャーボート提供業	有限会社ナビビーチ	有限会社ナビ (代表取締役) 銘苅宗政	同上
	マリンクラブベリー万座店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	平成24年6月12日から 平成25年6月11日まで
	セブンシーズ	セブンシーズ (代表者) 春川淳	同上
	アルガイド沖縄	アルガイド沖縄 (代表者) 原田誠一	同上
潜水業	With Me Dive	With Me Dive (代表者) 星洋介	平成24年5月17日から 平成25年5月16日まで
	ダイビングハウスYAN☆YAN	ダイビングハウスYAN☆YAN (代表者) 塩屋豊和	平成24年5月18日から 平成25年5月17日まで
	アオカワダイビングサービス	アオカワダイビングサービス (代表者) 中西啓	同上
	D. S. ARCHANGEL	D. S. ARCHANGEL (代表者) 中川清之	平成24年6月12日から 平成25年6月11日まで
	マリンクラブベリー万座店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上

セブンシーズ	セブンシーズ (代表者) 春川淳	同上
有限会社 J A M	有限会社 J A M (代表取締役) 新井仁	同上
沖縄ウエル・スポーツ専門学校	沖縄ウエル・スポーツ専門学校 (理事長) 島袋義彦	同上

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 6月22日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	孝	助

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
仲程優	沖縄市知花一丁目 2 番10号
野原雅彦	中頭郡西原町字上原243番地の 1
友利勇栄	浦添市宮城三丁目 4 番13- 1 号 3 F

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成24年 6月23日から平成25年 3月31日まで

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号
--	--